

令和8年度 中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金 -手続きガイド-



受付期間：令和8年4月1日～令和9年3月19日

※予算内での先着順となります。

受付場所：環境課窓口（中津川市役所水道分室内）

※事業着手前に申請が必要です。

中津川市では、「豊かな自然エネルギーを活かしたゼロカーボンシティ（脱炭素社会）の実現」を目指し、以下の地球温暖化対策設備等を導入する方に対し、費用の一部を補助します。

■補助対象設備等■

- ①蓄電システム（蓄電池） 1kWh 当たり 1万円（上限 10kWh）。家庭用のみ。
※新設もしくは既設の太陽光発電システム又は燃料電池システムと連系していること
- ②V2H 充放電設備 1基につき 10万円。家庭用のみ。
※太陽光発電システム及び次世代自動車を保有している場合（同一年度導入も可）に限る。
- ③次世代自動車（EV・PHV・FCV） 1台につき 10万円。個人用のみ。
※EV・PHV の場合は、太陽光発電システム及び V2H 充放電設備を既に導入している場合（同一年度導入も可）に限る。
- ④木質バイオマスストーブ 設置費用（税抜）の 1/3 以内の額（上限 5万円）。家庭用のみ。
※自己購入、設置は補助対象外（施工業者による設置のみ補助対象となります）
- ⑤木箱コンポスト 購入費用（税抜）の 1/2 以内の額（上限 5千円）。家庭用のみ。
- ⑥宅配ボックス 設置費用（税抜）の 1/2 以内の額（上限 1万円）。家庭用のみ。
※自己購入、設置は補助対象外（施工業者による設置のみ補助対象となります）

■補助対象者■

- ・中津川市税等の滞納のない者
- ・実績報告時に中津川市内に住所を有している者
- ・過去に同一設備への補助金の交付を受けていない者
- ・令和8年4月1日～令和9年3月19日までの間に補助対象設備に係る工事着手から設置工事等を完了する者

【担当】

中津川市役所環境水道部環境課
電話 0573-66-1111（内線 542、543）

■補助要件■

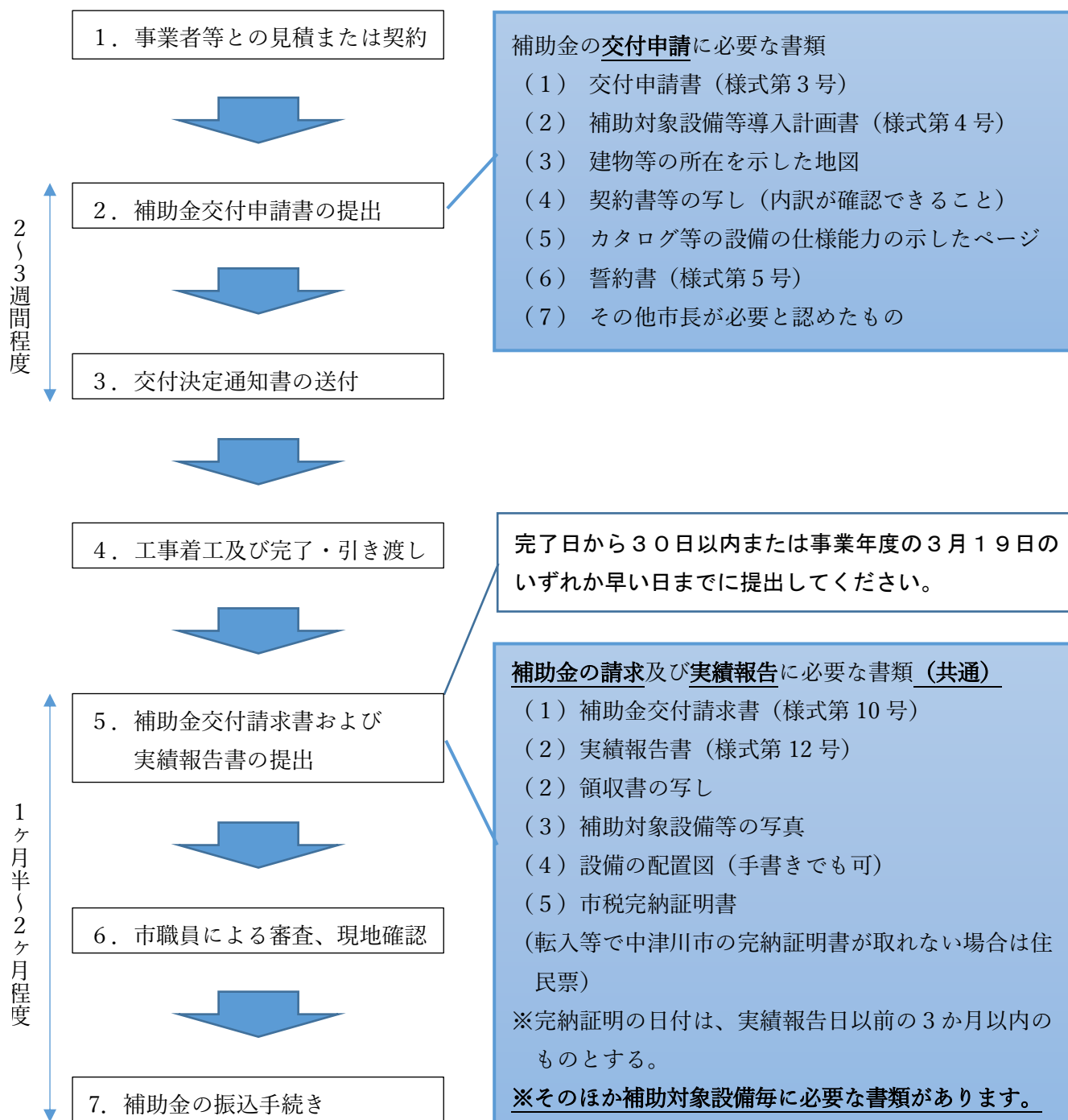
補助対象設備	主な補助要件
①蓄電システム (家庭用)	・一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された定置用の蓄電システムであること。 ・同一年度の新設若しくは既設の太陽光発電システム又は燃料電池システムと連系していること。 ・自らが所有、居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。
②V2H充放電設備 (家庭用)	・一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象 V2H 充放電設備として登録された設備であること。 ・太陽光発電システム及び次世代自動車を同一年度に導入するか既に導入している場合に限る。 ・自らが所有、居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。
③次世代自動車 (EV・PHV・FCV) (個人用)	・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車のうち一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象車両に登録された車両であること。 ・各年度の4月1日以降に当該次世代自動車を新車登録し、自動車検査証の使用の本拠の位置が「中津川市」であり、かつ、当該自動車の自動車検査証に使用者及び所有者として記載された個人。 ・EV、PHVについては、太陽光発電システム及びV2H 充放電設備を同一年度内に導入するか既に導入している場合に限る。
④木質バイオマス ストーブ (家庭用)	・薪または木質ペレットを燃料とする暖房機であること。 ・消防法や建築基準法等の関連法規に従った施工により設置されていること。 ・施工業者により設置されていること（自己購入・設置は補助対象外）。 ・自らが所有、居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。
⑤木箱コンポスト (家庭用)	・市の指定する事業者から購入したものであること。 (指定する事業者につきましては環境課までお問い合わせください) ・岐阜県産の材料を使用したものであること。 ・自らが所有、居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。
⑥宅配ボックス (家庭用)	・宅配ボックスとしての使用を目的として販売されているものであること。 ・耐久性及び防水性があり、宅配物を安全に保管できるものであること。 ・ワイヤー、アンカー等で容易に移動させることができないよう盗難対策がなされているものであること。 ・施工業者により設置されていること（自己購入・設置は補助対象外）。 ・自らが所有、居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。

※リース品・使用済み品は補助対象外です。

■手続きの流れ■

事業の着工（着手）前に申請が必要です。市から交付決定通知書を受け取ったのちに、工事（購入）が可能です。

予算枠に達した時点で、補助制度受付終了となります。



※補助金の交付決定通知後に、事業内容を変更又は中止するときは、変更・中止申請書を提出し、承認を受ける必要があります。変更内容が補助要件に該当しない場合は、交付決定が取消しとなる場合があります。

■実績報告に必要な個別資料■

実績報告に必要な書類（共通）とともに、次の個別資料を揃えて提出すること。

補助対象設備	提出書類
①蓄電システム	ア) 充放電の稼働状況を表示しているモニター等の画面（アプリの画面も可）の写真等（モニター等が無い場合は、充放電の稼働状況が確認できる配電図等の書類） イ) 写真（①蓄電池本体、②蓄電池の型式及び製造番号が確認できる銘板、③パワコン本体、④パワコンの型式及び製造番号が確認できる銘板、⑤太陽光パネル又は燃料電池の写真、⑥家の全景） ※③、④はパワコンを新設した場合のみ必要
②V2H充放電設備	ア) 所有する電気自動車等に積載された蓄電池等の容量が確認できる書類 イ) 配線ルート図（太陽光発電システムとの配線が確認できる書類） ウ) 写真（①型式及び製造番号が確認できる銘板、②本体と次世代自動車とが接続されている写真、③所有する太陽光の写真）
③次世代自動車	ア) 導入車両の自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し イ) 導入車両の写真（①車体本体、②ナンバープレート、③検査標章・車検ステッカー、④所用する太陽光及びV2Hとの接続写真）
④木質バイオマスストーブ	ア) 写真（①本体、②煙突又は排気口の写真、③家の全景） ※耐火施工の状況が分かる写真であること
⑤木箱コンポスト	ア) 写真（①本体、②設置場所） イ) 岐阜県産材証明書の写し
⑥宅配ボックス	ア) 写真（①本体、②盗難対策が確認できる施工、③家の全景）

※その他詳しくは、「中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金交付要綱」あるいは「中津川市公式ホームページ」にて確認してください。

中津川市環境課 0573-66-1111（内線 542、543）

中津川市公式ホームページ <http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/>

トップページから検索「ゼロカーボンシティ推進補助制度」

または、「暮らし・手続き」⇒「環境・衛生」⇒「エネルギー」

⇒「自然エネルギー」⇒「中津川市ゼロカーボンシティ推進補助制度」

HP QRコード

